

一般社団法人長野県資源循環保全協会
協会長 様

長野県環境部長
(公印省略)

土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届の提出について (依頼)

土壤汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。) の規定に基づき、一定規模以上の面積の土地の形質変更を行う場合は、定められた期限までに県もしくは政令で定める市 (長野市、松本市) へ届出を行うことが義務付けられています。

つきましては、下記及び別紙にご留意の上、制度の内容をご承知おきいただくとともに、要件に該当する事業の実施に当たっては届出が円滑に行われるよう、貴団体傘下会員への周知にご配慮をお願いします。

記

1 制度の概要 (詳細は別紙 1 のとおり)

一定規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、事前に (法第 4 条に該当する場合は工事着手 30 日前までに) 届出を行う必要があります。この届出を受けて、県では、過去の土地の使用履歴等により土壤汚染のおそれがあるものと認められる場合は届出者に対し土壤汚染調査の実施を命じ、調査の結果、土壤汚染指定基準を超過した場合は、その土地を区域指定します。

2 届出が必要となる行為* (詳細は別紙 2 のとおり)

- (1) 形質を変更する部分の面積が、合計で 3,000 平方メートル以上となる場合
- (2) 「現に有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場」等で形質を変更する部分の面積が、合計で 900 平方メートル以上となる場合
- (3) 「土壤汚染対策法第 3 条第 1 項ただし書きの規定により土壤汚染状況調査が一時的に猶予されている工場・事業場」で形質を変更する部分の面積が、合計で 900 平方メートル以上となる場合

※工事の工期が分かれている場合は、工事全体で形質を変更する部分の合計面積により届出

3 届出を行う者

土地の形質の変更を行う者 (工事の施工に係る計画の内容を決定する者)

4 届出提出期限

- 2 (1) または 2 (2) に該当する行為…土地の形質の変更に着手する 30 日前まで
- 2 (3) に該当する行為…あらかじめ届出を提出

5 届出提出先 (詳細は別紙 3 のとおり)

土地の所在地が長野市内または松本市内以外の場合…管轄する地域振興局
土地の所在地が長野市内または松本市内の場合…それぞれの市の担当窓口

6 留意事項

- (1) 土地の形質の変更とは、切土・盛土・舗装・掘削等、現行の地表面に手を加える行為を対象としており、契約事務や設計などの準備行為は含みません。
- (2) 法第 4 条第 2 項の規定により、あらかじめ実施した調査の結果を届出に併せて提出することができます。この場合、調査結果に不備等がなければ調査命令の対象となりません。
- (3) 制度の詳細については、以下の URL 参照からご覧になれます。
環境省 : <http://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>
長野県 : <https://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/shizen/dojo/kaise.html>
- (4) ご不明な点がございましたら、別紙 3 に記載するお問い合わせ先にご相談ください。
(対象となる土地の所在地が長野市内又は松本市内である場合は、各市が制度を所管しております。)

環境部水大気環境課 水質保全係
課長：渡辺ゆかり 担当：市川真吾
電話：026-235-7162 (直通) 2756 (内線)
FAX：026-235-7366
E-mail：mizutaiki@pref.nagano.lg.jp

土壌汚染対策法の概要

※環境省ホームページ掲載資料

目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査

①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（第3条）

- 操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能（第3条第1項ただし書）
- 一時的に調査の免除を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事の命令を受けて土壌汚染状況調査を行うこと（第3条第7項・第8項）

②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第4条）

- 3,000㎡以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行うこと
- 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて当該調査結果を提出することも可能（第4条第2項）

③土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第5条）

④自主調査において土壌汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる（第14条）

①～③においては、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告

土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合

区域の指定等

○要措置区域（第6条）

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行うこと（第7条）
- 土地の形質の変更の原則禁止（第9条）

○形質変更時要届出区域（第11条）

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）

- 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行うこと（第12条）

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除

汚染土壌の搬出等に関する規制

○要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壌の搬出の規制（第16条、第17条）

（事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守）

○汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務（第20条）

○汚染土壌の処理業の許可制度（第22条）

その他

○指定調査機関の信頼性の向上（指定の更新、技術管理者*の設置等）（第32条、第33条）

○土壌汚染対策基金による助成（汚染原因者が不明・不存在で、費用負担能力が低い場合の汚染の除去等の措置への助成）（第45条）

（*）指定調査機関は技術管理者を置く必要があり、この者の指導・監督の下、調査を実施する。技術管理者は国家試験に合格し一定の実務経験を有する必要があり、資格更新のため更新講習を修了することが必要

土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届出が必要となる行為



2(1)、(2) 法第4条関係

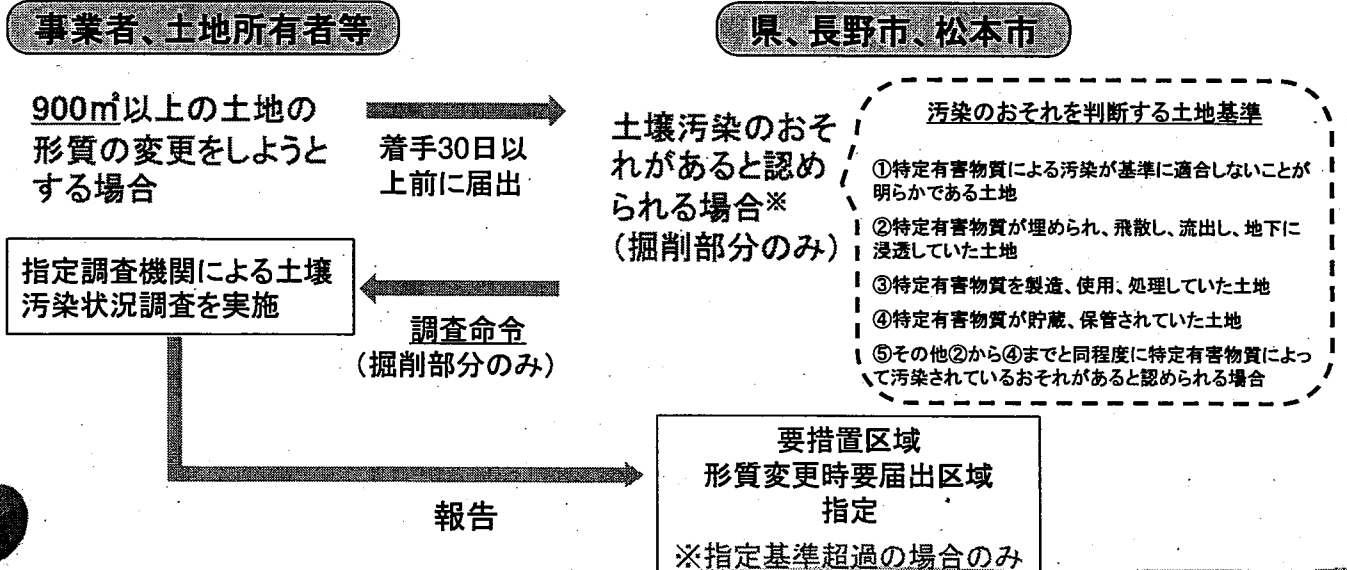
1

一定規模以上の土地の形質の変更の届出及び調査義務① (法第4条第1項)

① 操業中の有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場の敷地において、一定規模(900㎡)以上の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更をしようとする者は、土地の形質の変更に着手する30日前までに長野県知事(長野市長、松本市長を含む。以下「長野県知事等」という。)に土地の形質の変更の届出を提出しなければならない。

なお、あらかじめ土壤汚染状況調査結果を実施し、届出に併せて提出することができる。(当該調査に不備等がなければ調査命令の対象にならない。)

■手続きの流れ



※土地の形質の変更の届出を受けた長野県知事等が、当該土地に土壤汚染のおそれがあると認めるときは、当該土地の汚染の状況について調査させて、結果を報告すべきことを命ずることができる。



一定規模以上の土地の形質の変更の届出及び調査義務②（法第4条第1項）

② ①以外の土地において、一定規模（3,000㎡）以上の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更をしようとする者は、土地の形質の変更に着手する30日前までに長野県知事等に土地の形質の変更の届出を提出しなければならない。

なお、あらかじめ土壤汚染状況調査結果を実施し、届出に併せて提出することができる。（当該調査に不備等がなければ調査命令の対象にならない。）

■手続きの流れ

事業者、土地所有者等

県、長野市、松本市

3,000㎡以上の土地の形質の変更をしようとする場合

着手30日以上前に届出

土壤汚染のおそれがあると認められる場合※（掘削部分のみ）

汚染のおそれを判断する土地基準

- ① 特定有害物質による汚染が基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、地下に浸透していた土地
- ③ 特定有害物質を製造、使用、処理していた土地
- ④ 特定有害物質が貯蔵、保管されていた土地
- ⑤ その他②から④までと同程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合

指定調査機関による土壤汚染状況調査を実施

調査命令（掘削部分のみ）

要措置区域 形質変更時要届出区域 指定

※指定基準超過の場合のみ

報告

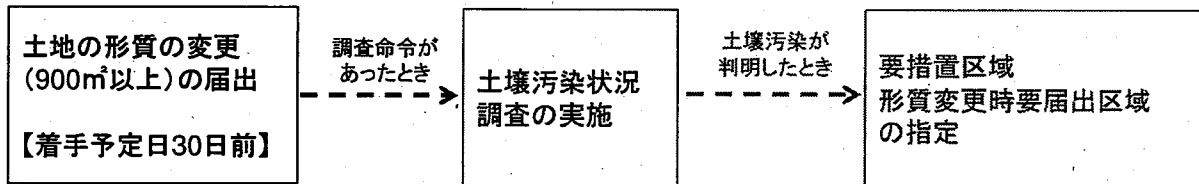


しあわせ 信州

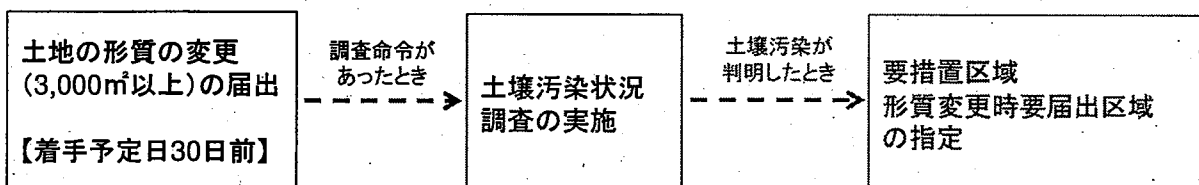
※土地の形質の変更の届出を受けた知事が、当該土地に土壤汚染のおそれがあると認めるときは、当該土地の汚染の状況について調査させて、結果を報告すべきことを命ずることができる。

手続きまとめ

① 操業中の有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場の敷地の場合



② ①以外の場合



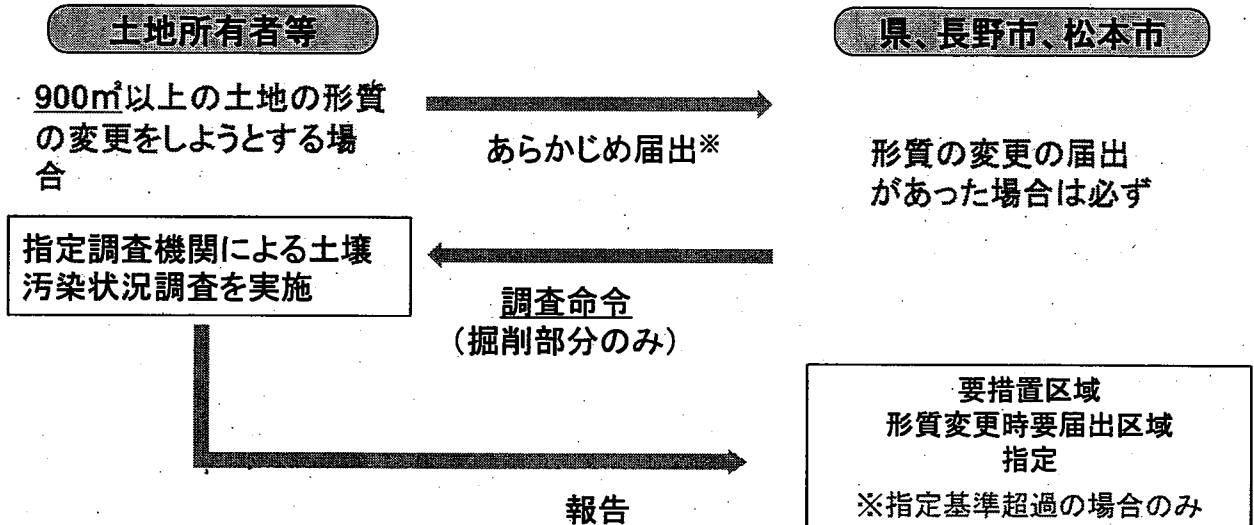
しあわせ 信州

2(3) 法第3条関係

調査義務が一時免除されている土地における形質の変更の届出及び調査義務 (法第3条第7項及び同条第8項)

調査義務が一時免除された土地(次ページに記載のとおり)において、一定規模(900㎡)以上の形質の変更を行う場合、土地所有者等は、あらかじめ長野県知事(長野市長、松本市長を含む。以下「長野県知事等」という。)に土地の形質の変更の届出を提出しなければならない。

■手続きの流れ



しあわせ
信州

※あらかじめ、届出先と調整を行った上で、余裕をもった届出をお願いします。

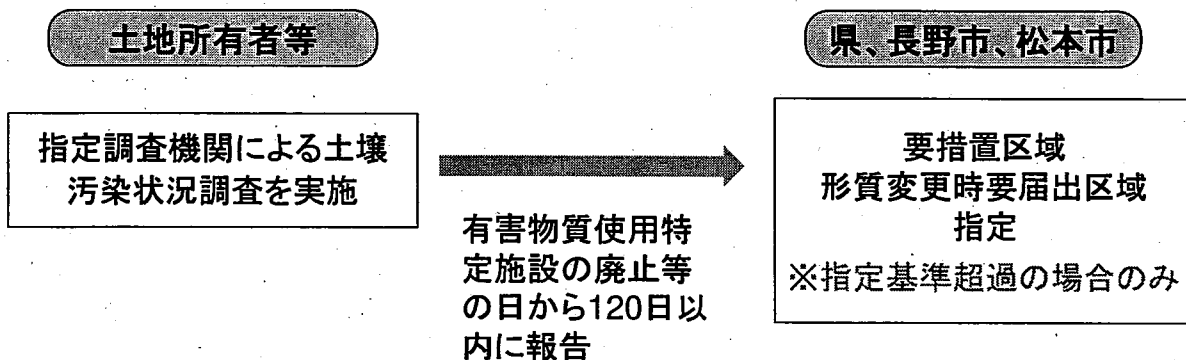
2(3) 法第3条関係(参考)

有害物質使用特定施設の使用廃止時の調査義務(法第3条第1項)

有害物質使用特定施設※の使用を廃止した場合には、その土地の所有者、管理者、又は占有者(以下「土地所有者等」という。)は、当該工場又は事業場の敷地の土壤汚染状況調査を行い、長野県知事等へ報告しなければならない。

※水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理するもの

■手続きの流れ



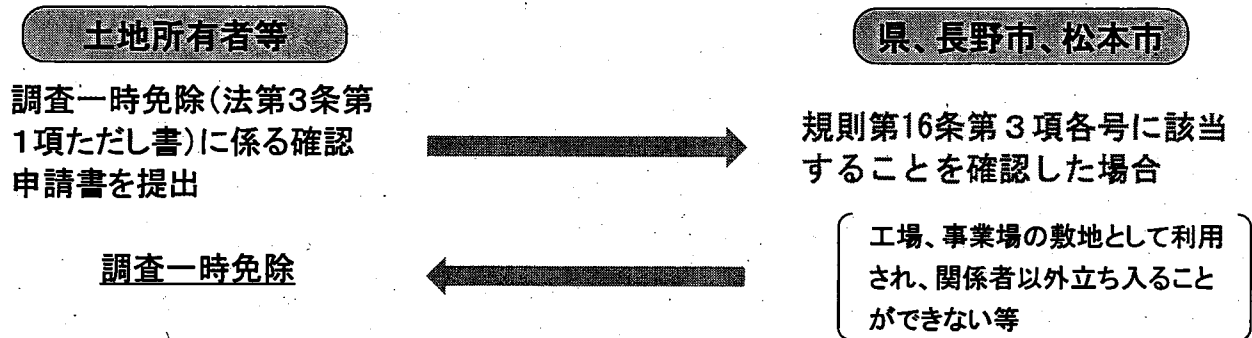
しあわせ
信州

**有害物質使用特定施設の使用廃止時の調査義務の一時免除の確認申請
(法第3条第1項ただし書)**

有害物質使用特定施設の使用の廃止に伴い、土壤汚染状況調査義務が発生した場合であっても、その対象となる土地について、予定されている利用の方法からみて土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがない旨の長野県知事等の確認を受けた場合には、調査義務は、一時的に免除される。

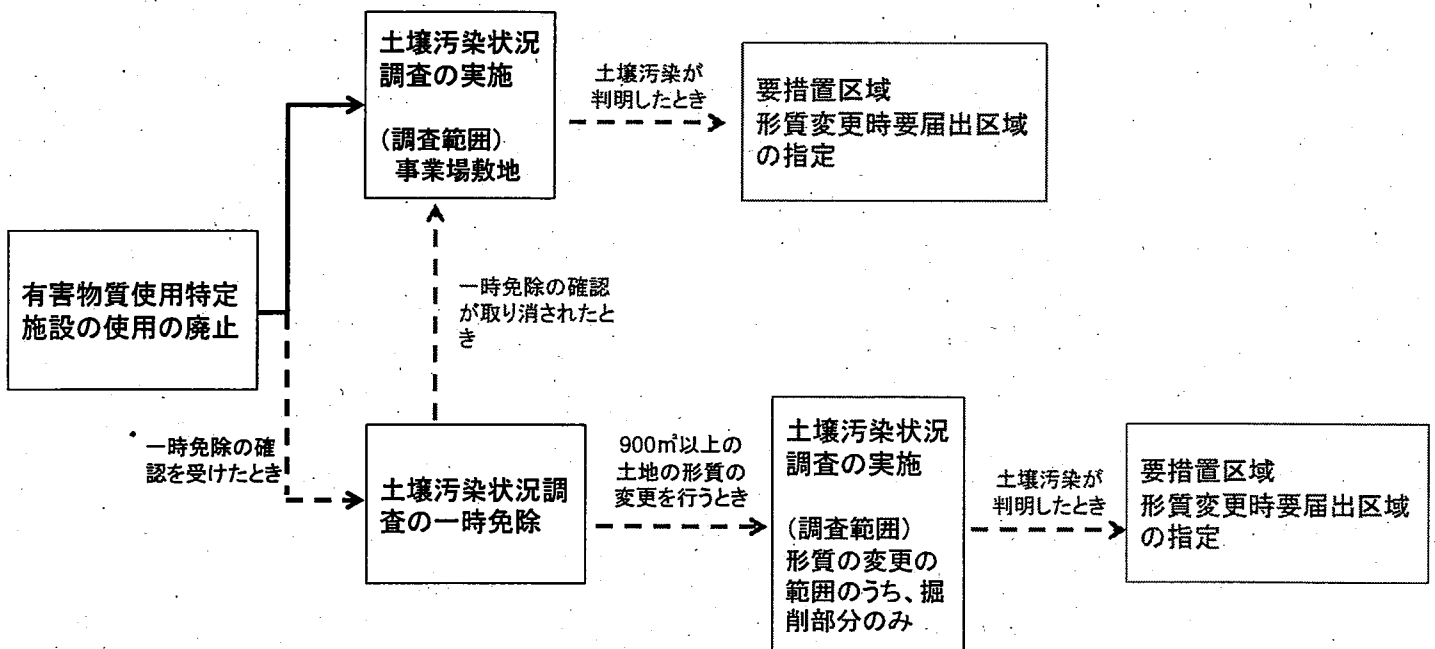
ただし、土地の利用方法が変更され(事前の変更届が必要。)、調査義務の一時免除の確認が取り消された場合には、再度調査義務が発生する。

■手続きの流れ



2(3) 法第3条関係

手続きまとめ



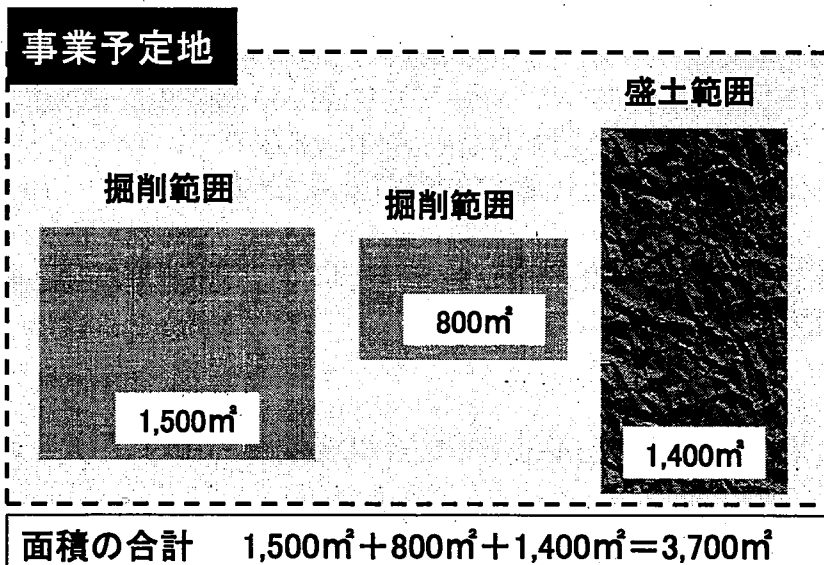
土地の形質の変更の届出対象となる行為の考え方



しあわせ
信州

参考資料

一般的な土地の形質の変更の場合の面積の算定方法



土地の形質の変更(土地の形状を変更する行為全般をいう。)の部分(掘削部分と盛土部分の合計)の面積が面積要件(900又は3,000m²)以上である場合は届出が必要となる。

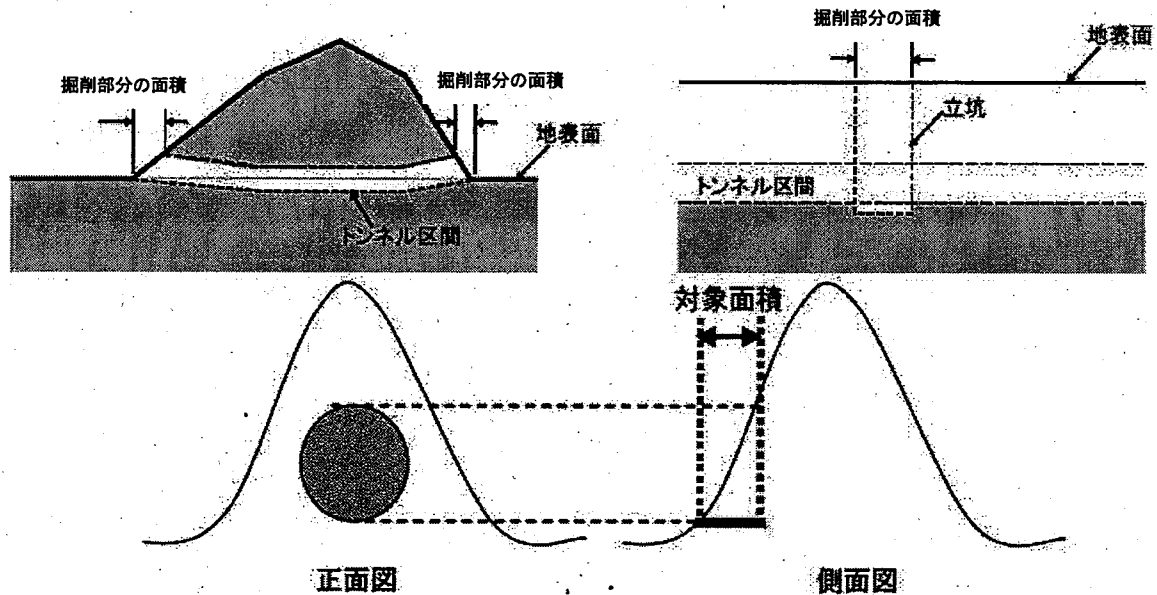
同一の手続きにおいて届出されるべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一敷地にあることを必ずしも要せず、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断して、形質変更部分の面積を計上する。

面積要件以上の土地の形質の変更であっても届出の対象外となる行為

- 1 土地の形質の変更が盛土のみ
- 2 土壌の区域外への搬出や土壌の飛散又は流出を伴わない、最深部が50cmに至らない軽易な行為
- 3 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 4 鉱山関係の土地において行われる行為
- 5 通常の農業行為、林業用の作業路網の整備 (法第4条関係のみ)

トンネル開削工事場合の算定方法

トンネル開削工事の場合は、開口部を平面図に投影した部分の面積を掘削部分の面積とする。



形質の変更に係る部分の深さの考え方

土地の形質の変更に伴う届出(法第3条第7項、法第4条第1項)については、面積要件を満たし、土地の形質の変更に係る部分の中に1ヶ所でも地表から深さ50cm以上掘削する場所があれば、届出が必要となることに留意する必要があります。また、土地の形質の変更に係る部分の深さについては、届出書に記載することとなります。

なお、この際の「土地の形質の変更に係る部分の深さ」の基準は、土壌表面ではなく地盤表面として取り扱うことに注意が必要です。

■例1

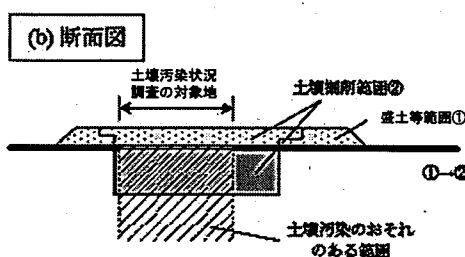
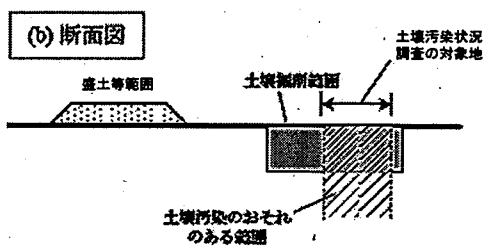
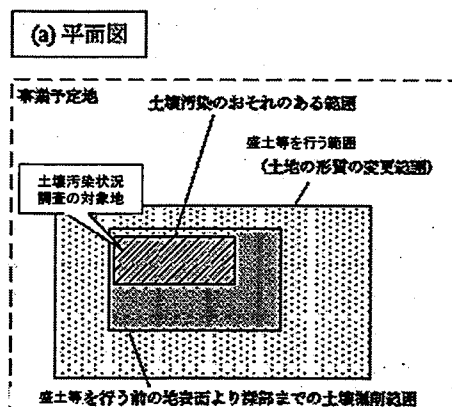
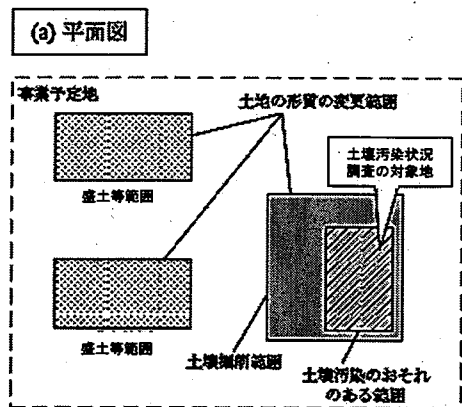
道路が60cmの路盤(構造物)で覆われている場合には、その路盤全てをはがす行為は地表から60cmを掘削する行為として扱う。

■例2

最初に盛土を行い、それと一体となる工事の中で、当該盛土範囲内の一部でさらに土壌の掘削を行う場合には、盛土を行う前の地表面から掘削する深さを土地の形質の変更に係る部分の深さとして扱う。(すなわち、盛土を行う前の地表面より深い部分を掘削しない場合には、「掘削の深さは0cm」として取り扱うことができる。)



形質の変更の範囲と土壤汚染状況調査の対象地（法4条調査における一般的な例）

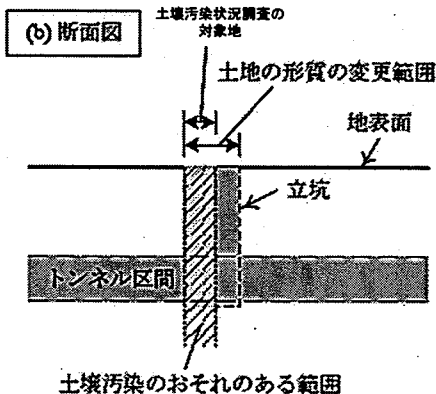
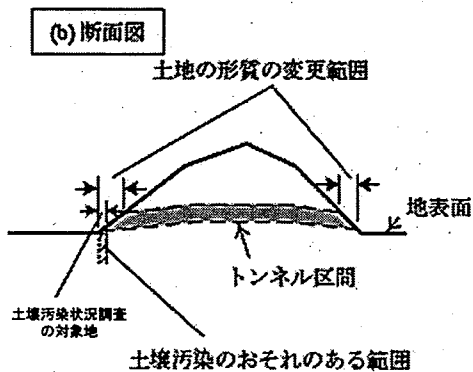
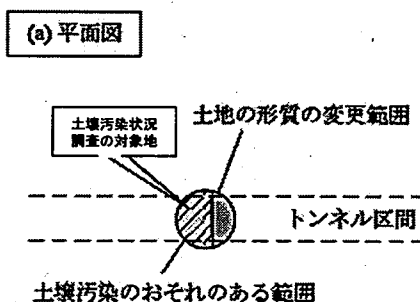
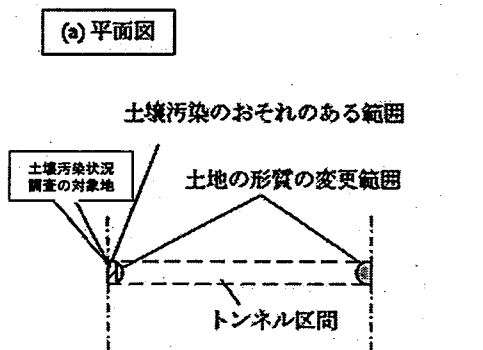


- (1) 盛土等範囲と土壤掘削範囲がそれぞれ別に存在する場合
(2) 盛土等を実施し、その範囲の一部で土壤を掘削する場合

土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3版)から抜粋・編集



形質の変更の範囲と土壤汚染状況調査の対象地（法4条調査におけるトンネル掘削工事の例）



- (1) トンネル掘削の場合

- (2) 立坑掘削の場合

土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3版)から抜粋・編集



土壤汚染対策法 届出提出先及びお問合せ窓口（令和2年4月1日以降）

○土地の所在地が長野市内及び松本市内以外にある場合

地域名	機関名	課名	住所及び電話番号
佐久地域	佐久地域振興局	環境・廃棄物対策課	〒385-8533 佐久市跡部 65-1 0267-63-3166
上小地域	上田地域振興局	環境課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6 0268-25-7134
諏訪地域	諏訪地域振興局	環境課	〒392-8601 諏訪市上川 1丁目 1644-10 0266-57-2952
上伊那地域	上伊那地域振興局	環境・廃棄物対策課	〒396-8666 伊那市荒井 3497 0265-76-6817
下伊那地域	南信州地域振興局	環境課	〒395-0034 飯田市追手町 2丁目 678 0265-53-0434
木曾地域	木曾地域振興局	総務管理・環境課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1 0264-25-2234
松本地域（松本市除く）	松本地域振興局	環境・廃棄物対策課	〒390-0852 松本市大字島立 1020 0263-40-1941
北安曇地域	北アルプス地域振興局	総務管理・環境課	〒398-8602 大町市大町 1058-2 0261-23-6563
長野地域（長野市除く）	長野地域振興局	環境・廃棄物対策課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 026-234-9590
北信地域	北信地域振興局	環境課	〒383-8515 中野市大字壁田 955 0269-23-0202

○土地の所在地が長野市内又は松本市内にある場合

長野市	環境保全温暖化対策課	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 026-224-8034
松本市	環境保全課	〒390-8620 松本市丸の内 3番7号 0263-34-3267